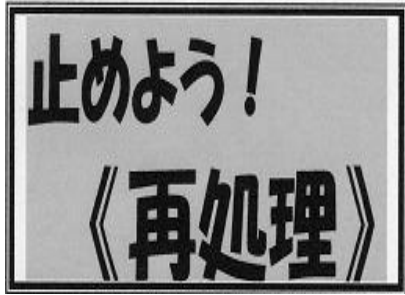


**三陸の海を放射能から守る
岩手の会**（略称）三陸の海・岩手の会
郵便振替 02240-5-102650
ホームページ《再処理 / 岩手の環境》
<http://sanriku.my.coocan.jp/>
《本紙の全バックナンバー掲載》



《**天恵の海**》
2022(令和 4年)
7月12日
第234号
編集事務局 S.Oshida
TEL・FAX 019-623-1636

高レベル廃液の重大事故を矮小化し 再処理規則を改悪！ 原子力ムラ出身委員の暗躍

私たちは「使用済み燃料の再処理の事業に関する規則」（以下「再処理規則」）の重大事故の規定に関する条文が、高レベル廃液の重大事故を『蒸発乾固』と定義していることに批判をしてきました。IAEAは「大容量液体貯槽の破裂」としています。破裂の原因となる「硝酸塩爆発」とすべきです。なぜ「蒸発乾固」とされたのか、当会では規則改定の経過について調べ、そこに原子力ムラ出身の委員の存在を確認しました。現在の規則を改正し、本来の使命である人々の安全を守る原子力規制委員会としなければなりません。

* 「はんげんぱつ新聞」530号2022・5反原発講座に掲載されたものです。当会会報でも掲載します。（永田）

**使用済み燃料の再処理の
事業に関する規則
第一条の三（重大事故）**

**現行の
条文**

二 使用済み燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固

「蒸発乾固」で収まるなら重大事故ではない

なぜ「蒸発乾固」が再処理工場高レベル廃液の重大事故なのか、高レベル廃液が「蒸発乾固」で収まるのなら廃液のガラス固化は必要ないではないか。「蒸発乾固」後の乾固物の崩壊熱による溶融・揮発・化学爆発こそが重大事故ではないのか等が疑問でした。

規制対象外！ 蒸発乾固後は

二〇二〇年五月の原子力規制委員会資料に、重大事故「蒸発乾固」の注釈として「高レベル廃液等の冷却機能が喪失した場合に、廃液等の沸騰により溶液中

の水分が蒸発しやがて水分が無くなり、最終的には溶質が乾燥・固化に至るまでの一連の現象をいう」とあり、蒸発乾固後は対策の対象とされていないことがわかりました。

ウラルの核惨事は 硝酸塩爆発だった

一九五七年九月に旧ソ連マヤーク核兵器用再処理施設で起こった高レベル廃液貯蔵タンクの冷却喪失による事故「ウラルの核惨事」では廃液の乾固物が硝酸塩爆発を起こし貯槽が破裂、ほぼ全ての内容物が環境に放出されました。誰が高レベル廃液の重大事故を「蒸発乾固」と定義（再処理規則第一条の三）したのでしょうか。

IAEA基準にない 蒸発乾固、を国資料 に挿入した

疑問解消の手がかりは第一五回原子力災害事前対策に関する検討チーム会合（二〇一六年一月）資料にあります。ここで六ヶ所再処理工場のUPZ（緊急時防護措置準備区

域）が原発（半径30km）よりも狭い5kmとされました。同資料四に「IAEA基準では再処理施設の災害対策上のハザードを：③大容量液体貯槽の破裂（蒸発乾固）：と定めている」とありました。福島みずほ議員を通しIAEA原典の記載箇所はNo. GS-C-2.1との回答を得て確認したところ「大容量液体貯槽の破裂」とあり、（蒸発乾固）は記載なしとわかりました。

これは文書の改ざんだ

検討チーム各委員がIAEAも「蒸発乾固」を重大事故としていると誤解する「文書改ざん」を規制委員会が行なったということになります。

会合は、高レベル廃液の「蒸発乾固」止まりの環境放出過小放射能量を基に、脅威区分を「II」とし（原発はより厳しい「I」です）、IAEAの別基準を基にUPZを5kmとした日本原燃の説明をそのまま承認したのです。

事業者の言い分を認め てUPZを5kmに 田中知座長チーム

IAEA基準は各核施設が保有している放射線量から脅威区分を定めており、六ヶ所再処理工場現有的の高レベル廃液中のストロンチウム90だけでもその脅威区分は「I」。基準の数十倍を超え、プールの貯蔵の使用済燃料も一〇〇倍を超えており、再処理工場は脅威区分I、UPZは30kmの施設になります。しかし規制委員会は、IAEA基準はあくまでも推奨であり、各国のやり方で良いとし、日本原燃提出の環境放出放射線量によりその脅威区分を認め、脅威区分IIとしたわけです。検討チームの座長は田中知委員でした。

新規性基準・重大事故を 蒸発乾固とした 更田豊志座長チーム

高レベル廃液の重大事故を「蒸発乾固」と定義したのは二〇一三年四月開始の「核燃料施設等の新規性基準

に関する検討チーム会合」です。ここでは更田豊志委員が座長になり、再処理工場はフランスの技術によるので、フランス基準「廃液貯槽の冷却喪失」を参考に決めるとし、IAEA基準「大容量液体貯槽の破裂」は隠ぺいされて、検討されました。故高木仁三郎氏は蒸発乾固について「この段階では、まだ放射性物質の放出は問題にならない」（「再処理工場の重大事故評価」『科学』一九七七年五月号）と述べています。

原子力規制委員に原子力 カムフラ関連者の人選を 許してはならない

このような重大事故定義やUPZの過小評価の背景に、検討チーム責任者として原子力ムラの意向を実現させた日本原子力研究開発機構出身の更田豊志委員（現委員長）、原発メーカーや日本原燃等から寄付金等を受領していた田中知委員の存在があります。原子力規制委員会設置法では、

利害関係がある人物は委員に選任されないことになっていますが、無法状態であり、このような人選を許さない運動の必要性を痛感しています。

（掲載に当たっての補足）

少々込み入った内容であり経時的に見てみます。

二〇一三年四月開始の「新規性基準検討チーム会合」（更田豊志座長）は、高レベル放射性廃液の重大事故の一つを「蒸発乾固」とする再処理規則を制定しました。これが始まりです。

三年後の二〇一六年一月の「原子力災害事前対策に関する検討チーム会合」（田中知座長）で、日本原燃は、蒸発乾固までに環境放出される放射線量を求めこれを元に再処理工場は脅威区分II、UPZは5kmとする資料を提出し、これをチームはそのまま了解しました。この決定過程で国（規制委員会は）はIAEA文書として「③大容量液体貯槽の破裂（蒸発乾固）」とする和訳文書の改ざんをし、再処理工場は原発より安全としたのです。

二〇二〇年五月の原子力規制委員会資料の「蒸発乾固」の注釈では、蒸発乾固後に対策の対象としない書き方でした。疑問に思い、遡って調べ経過の概要が判明しました。

責任者不在の国策推進、 新たな「安全神話」の温床

六月一二日最高裁（第二小法廷）は、福島原発で被害を受けた住民らが国に損害賠償を求めた四件の集団訴訟について、国の責任は認められないとの判決を言い渡しました。

国策原燃推進の 責任者は誰？

今回の裁判は、民事裁判ですが、単に損害賠償の負担額がどれくらいかの問題ではありません。巨大原発事故により、突然住み慣れた故郷を奪われ家や財産を失い、家族がバラバラになったり、大きな被害を受けた被災者への、賠償責任の問題です。国策として原発を推進して来たのは国であり国に責任なしなどありえません。

「長期予測」通りの津波が来た

判決は「想定外の巨大津波襲来」としましたが、実際には福島原発に到来した津波は「最大一五・七メートル」とほぼ予測通りの波高でした。国は電気事業法により東電に原発事故緊急対策を命じることが出来たのです。例えば、茨城県東海第二原発と東海再処理工場は、防潮堤の二メートルほどのかさ上げ工事などを行っていた

て、約六メートルの到来津波の被害を免れたといわれています。

忍び寄る「安全神話」

原子力規制委員会は大丈夫か 私たちは、今号記事で、六ヶ所再処理工場に貯まる高レベル放射性廃液についての「再処理規則」…重大事故の条文に、高レベル廃液の蒸発乾固後の硝酸塩爆発や溶融揮発の規定がないことを問題としました。六ヶ所再処理工場に貯まる高レベル放射性廃液は原発事故より超危険です。冷却が止まれば、発熱し蒸発乾固し、さらに硝酸塩爆発等に至り、そして貯槽容器破裂は高レベルの放射性物質の広範な飛散をもたらします。国際原子力機関IAEAも定義している事故です。もし再処理工場に重大事故が起きたなら、国も事業者も、「高レベル廃液は蒸発乾固で止まると規則に書いてあった」「私には責任がない」などと言うのでしょうか（尚）

最高裁： 原発事故避難者訴訟判決 予測を超える大津波。国は事故の責任なし！